

楽寿園にて出店される皆様へ

出店の手順

- 1、 出店日の10日以上前に申請書類を提出。内容の確認
- 2、 使用料の納付
- 3、 許可

※当園が不適切と判断した場合や、主催事業等の関係により許可できないこともあります。

出店規約

1、 搬入および搬出について

- 車の乗り入れ可能時間：午前7時～8時50分、午後4時30分以降
- 乗り入れに際して：西門の開閉を必ずその都度行ってください。
※以前に数分ですが開けっ放しにしてしまったところ、不審者の侵入がありました。
- 出店時間中は、車両は近隣の駐車場へお停めください。
楽寿園の駐車場に停めることは原則できません。

2、 テントの設置やキッチンカーの配置について

- 緊急車両が通れるスペースの確保をしてください。
- 出店場所は当園からの指定場所にて行ってください。

3、 出店時における注意事項

- 電源ケーブル等は園路部分に置かず、カバーをするか頭上を通すなどの工夫をしてください。
- 店舗前には必ずごみ箱を設置。またゴミは全て持ち帰ってください。
- 園内で食器等の洗浄や排水はできません。
- 事故が発生しないよう衛生面や火気の使用には最大限配慮してください。
また、事故や苦情等が発生した場合の責任は出店者がすべて負うものとします。
- 出店者および当日のスタッフは入園料が原則必要となります。

4、 雨天の場合

- 使用前日の午後3時の時点で、翌日の気象庁発信の午前9時から午後5時までの天気予報が雨で、かつ、使用前日の午後3時から午後5時の間に使用中止の連絡があった場合。
- 使用当日の午前8時30分から午前9時までに使用中止の連絡があり、かつ、

楽寿園にて出店される皆様へ

当日の気象庁発信の予報が午前9時から午後5時まで雨天であった場合。

5 確約について

私は、下記のことを確約します。

また、必要な場合には、このことについて三島市が、静岡県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求をしたときは当該請求に従うことを約束します。

1 私は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団員等（三島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（三島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が、出資、融資、取引その他の関係を通じた権利を行使することにより、又は暴力団員等がその親族関係若しくは交際関係を通じ、その事業活動の継続に重大な影響を及ぼす者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

2 団体、組織の場合においては、1の各号に掲げる者を経営、運営に実質的に関与させていません。

※ご不明な点等ございましたら、当園までご連絡ください。

出店の申請にあたり、上記に同意及び確約します。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____